

霧島市条例第21号

令和元年9月11日

霧島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

霧島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成17年霧島市条例第293号）の一部を次のように改正する。

第4条中第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第5条第2項第1号中「前条第3号」を「前条第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。